



青森県基本計画

「選ばれる青森」  
への挑戦

支え合い、共に生きる

## 県税の課税免除・不均一課税制度の改正

県税の課税免除・不均一課税の制度が、次のとおり改正されました。

### ○ 適用期限の延長

区分	改正の内容
課税免除	承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る課税免除 令和5年3月31日まで2年延長
不均一課税	認定産業振興促進計画区域における不均一課税 令和5年3月31日まで2年延長
	原子力発電施設等立地地域における不均一課税 令和5年3月31日まで2年延長

県税の軽減措置については、お近くの地域県民局県税部までお問い合わせください。

東青地域県民局県税部	(代)017-722-1111 内 6610・6613 (直)017-734-9972・9973	〒030-8530 青森市新町二丁目 4-30 青森県庁舎北棟 1階
中南地域県民局県税部	(代)0172-32-1131 内 228・327 (直)0172-32-4341	〒036-8345 弘前市蔵主町 4 弘前合同庁舎内
三八地域県民局県税部	(代)0178-27-5111 内 208・235 (直)0178-27-4455	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田 7 八戸合同庁舎内
西北地域県民局県税部	(代)0173-34-2111 内 208・212 (直)0173-34-3141	〒037-0046 五所川原市栄町 10 五所川原合同庁舎内
上北地域県民局県税部	(代)0176-22-8111 内 207 (直)0176-23-4241	〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12 十和田合同庁舎内
下北地域県民局県税部	(代)0175-22-8581 内 208 (直)0175-22-3105	〒035-0073 むつ市中央一丁目 1-8 むつ合同庁舎内

県税・市町村税インフォメーション

<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>



青森県・地域県民局県税部

○ 県税の特別措置の概要

区分	要件			特別措置の内容		
	業種 (産業分類)	取得価額	増加 雇用者	税目	適用 期間	
課 税 免 除	過疎地域における 課税免除(※1)	製造業 農林水産物等販売業 旅館業(下宿営業除く)	2,700万円超		不動産取得税	— (取得の時)
					事業税 固定資産税	3年間
		個人の畜産業又は水産業 (自家労力1/3超1/2以下)	なし		事業税	5年間
	認定地方活力向上 地域等特定業務施 設整備計画に従っ て整備される特定 業務施設に係る課 税免除	移転型事業に係る全ての 業種(風俗営業等以外) 【移転型事業】 東京23区から県内に本 社機能を移転して整備す る事業	3,800万円以上 (中小事業者、 中小企業者及び 中小連結法人は 1,900万円以上)		不動産取得税	— (取得の時)
					事業税 固定資産税	3年間
	承認地域経済牽引 事業のために設置 される施設に係る 課税免除	なし (地域経済牽引事業)	1億円超 (農林漁業及び その関連業種 5千万円超)		不動産取得税	— (取得の時)
					固定資産税	3年間
	復興産業集積区域 における課税免除 (※2)	なし (産業集積事業又は建築 物整備事業)	なし		不動産取得税	— (取得の時)
					事業税 固定資産税	5年間
	不 均 一 課 税	認定産業振興促進 計画区域における 不均一課税	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業(下宿営業除く)	500万円以上  (製造業・旅館業について は、資本金の額等が1,000万 円超5,000万円以下の法人 の場合は1,000万円以上、 5,000万円超の法人の場合 は2,000万円以上)		不動産取得税
			事業税 固定資産税	3年間		
原子力発電施設等 立地地域における 不均一課税		製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業	2,700万円超	製造業 以外 15人超	不動産取得税	— (取得の時)
					事業税 固定資産税 (倉庫業除く)	3年間
認定地方活力向上 地域等特定業務施 設整備計画に従っ て整備される特定 業務施設に係る不 均一課税		拡充型事業に係る全ての 業種(風俗営業等以外) 【拡充型事業】 県内にある本社機能を 拡充または東京23区以外 の地域から県内に本社機 能を移転して整備する事 業	3,800万円以上 (中小事業者、 中小企業者及び 中小連結法人は 1,900万円以上)		不動産取得税	— (取得の時)
			固定資産税		3年間	

(※1) 過疎地域内において令和3年3月31日までに特別償却設備を新設又は増設すること。

(※2) 復興産業集積区域内において令和3年3月31日までに対象施設等を新設又は増設すること。